

顧問契約書

甲（ ）と乙（弁護士●）とは、本日、以下のとおり顧問契約を締結した。本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、署名（記名）捺印の上、各自その 1 通を保有する。なお、本契約内で示されている報酬額はすべて、消費税を含めた内税表示である。

記

- 1 甲は以下の事務を委任し、乙はこれを受諾する。
 - 1) 甲の業務に関する法的助言及び指導
 - 2) 甲の業務に関する法的問題の調査
 - 3) 甲の業務に必要な契約書の作成（契約締結に際し、代理人として交渉することを含む）
 - 4) 甲の業務に関して生じた法的紛争につき、甲の交渉代理人となること
 - 5) 甲の業務に関して生じた法的紛争につき、甲の訴訟代理人となること
 - 6) その他、甲において、特に委任した事項
- 2 甲は、乙に対し、その月の顧問料として、月額●円を、当該月末までに、下記口座へ振り込む方法により支払う（源泉税控除後振込額 ●円。
（口座の表示） ●銀行 ●支店
普通預金
口座名義
- 3 甲は、第 1 項の各委任事務を依頼したときは、第 2 項とは別に、乙に報酬を支払う。報酬額は別表のとおりとするが、別表に定めのない報酬額については、甲乙協議して定める。
- 4 乙が、その委任事務を遂行するために要する費用のあるときは、甲が負担することとし、乙の請求ある場合は、これを前払いする。
- 5 乙は、甲の事業活動につき知り得た秘密を遵守し、本契約終了後も同様とする。
- 6 本契約期間は、平成 年 月 日より 1 年間とする。但し、期間満了前に、一方より契約を終了させる旨の意思表示なき時は、本契約は自動的に更新し、以後も同様とする。
- 7 各当事者は、本契約を中途解約する場合、1 ヶ月以上の予告期間をもって

中途解約の申し入れを行うこととし、予告期間を定めないときは、解約申し入れの到達後1ヶ月を経過したとき本契約は終了する。

- 8 本契約は、以下の場合に、相手方からの契約を終了させる旨の意思表示をもって直ちに終了する。
- 1) 乙が委任された事務を円滑に遂行しない時
 - 2) 乙が甲と利害相反する第三者より第1項の事務を委任されたことが明らかとなった時
 - 3) 甲が第2項乃至第4項所定の報酬・費用を支払わなかった時
 - 4) 相手方への信頼を喪失し、契約の継続が不可能となったとき
- 9 本契約につき、紛争が生じた時は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上

平成 年 月 日

甲

乙